

放課後子ども総合プラン実施の方向性について

1 区の現状

「放課後子ども総合プラン」とは、学校を活用し、「放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）」と「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業である。平成26年8月に国から各自治体あてに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「放課後子ども総合プラン」を策定し、計画的に整備等を進めるよう通知があった。

区では、放課後及び学校休業日に学校施設等を利用して、子どもたちの安全安心な居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して、子どもたちにさまざまな体験の機会を提供することにより、自主性、創造性、社会性等を養うことを目的として、放課後フリークラブ事業としてランドセルひろば（全校実施）と子ども教室（15校実施）を実施しており、また、保護者の就労や病気等で、放課後に家庭で保育ができない小学3年生までを対象とした学童保育クラブ事業（26か所）を別々に実施してきた。

放課後子ども総合プランについては、23区で既に20区が実施しており、本区においても平成27年度に改定した「目黒区子ども総合計画」に新規事業として掲げ、目黒区教育委員会では「めぐろ学校教育プラン」に平成29・30年度「検討」、平成31年度「事業開始」のスケジュールを示しており、今年度実施に向けて教育委員会事務局と企画経営部、子育て支援部の関係者で検討を進めてきたところである。

2 各事業の課題

(1) ランドセルひろば

ア 雨天時の学校施設の利用

雨天時においてもランドセルひろばが実施できるよう、学校施設利用について、学校と連携・協力しながら引き続き検討していく必要がある。

イ 研修内容の充実

様々なトラブルにも的確に対応できるよう管理運営員の更なる質の向上を図るため、研修等の充実について引き続き検討していく必要がある。

(2) 子ども教室

ア 実施小学校区の拡大

子ども教室未実施校区（7校）の地域等に、実施についてさらに働きかけを強めていく必要がある。

イ 事業の周知の拡大

教室事業のより一層の周知を図るため、ホームページの更なる充実や、チラシ

内容及び配布場所等について検討する必要がある。

ウ 内容の充実

実施団体の意向や実施状況を確認しつつ、活動内容の充実について引き続き検討していく必要がある。

(3) 学童保育クラブ

ア 入所希望児童の増加

入所希望者が年々増加しており、平成29年1月の推計では現在約1,664人の入所者が、平成36年度に2,263人のピークを迎え、平成39年度でも入所希望者の定員超過が続き、学童保育クラブ待機児童の発生が見込まれている。

平成30年度から平成32年度までに5か所の学童保育クラブを整備する計画であるが、需要見込み数に対応できていないため、早急に学童保育クラブの受入先を確保する必要がある。

イ 学童保育クラブの対象学年の拡大

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、学童保育クラブ対象児童が小学生(1年生から6年生)となった。小学4年生から6年生まで児童に対する新たな保育の実施が求められている。

3 放課後子ども総合プランの実施の方向性について

各事業の課題解決と区の新たな子どもの放課後の居場所対策を進めるため、小学校施設を利用して、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことのできるよう「放課後子ども総合プラン」を実施可能な小学校から順次実施していくこととする。実施に当たっては、次の手順を進める。

(1) 具体化のための組織の設置

子育て支援部内に事業実施の具体化に向け、平成30年度から放課後対策を進める担当組織(課長及び係)を設置する。事業内容について、教育委員会事務局、小学校長会、企画経営部、子育て支援部の関係者による検討委員会を設置して詳細を決めていく。

(2) モデル事業の実施

平成31年4月を目途にモデル事業として実施し、検証、評価しながら環境整備等を進める。

4 今後の予定

平成30年4月1日 放課後子ども対策担当課の設置

以 上

「放課後子ども総合プラン」の全体像

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
- ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
- ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
- ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のイメージ

ポイント

全ての児童に安全・安心な居場所の確保

- > 共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場を確保
- > 小学校の余裕教室等を活用し、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保
- > 特別な支援の必要な児童にも十分に配慮

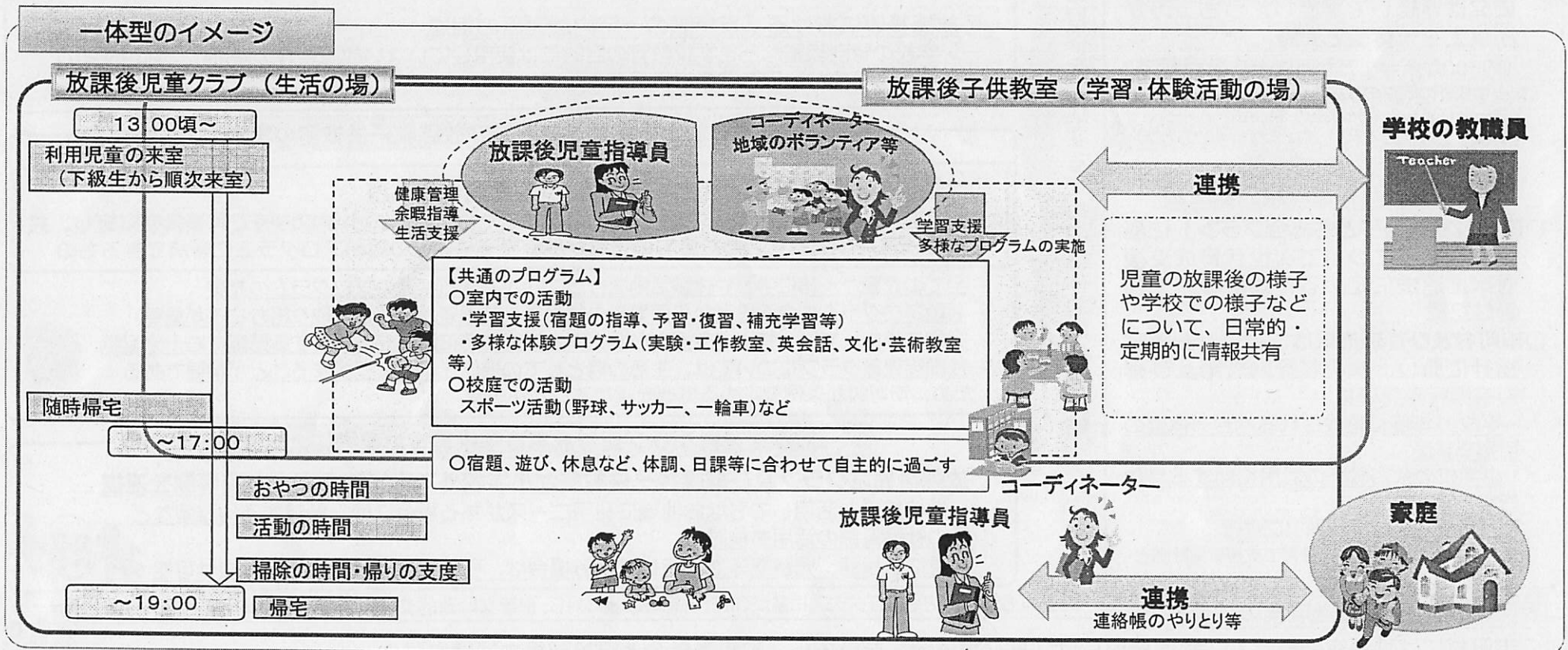
次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援を充実

- > 共働き家庭等か専業主婦家庭かを問わず、全ての児童と一緒に体験・活動
- > 地域のニーズや資源を踏まえ、多様なプログラムを提供

学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携

- > 小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、1人1人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応
- > 学校だけでなく、家庭とも密接に連携

一体型のイメージ



- ※ 一体型の中には、放課後子供教室を毎日開催するものと、定期的に開催するものがある
- ※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施